



令和6年度 第2回
都道府県肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会

2025.01.24
13:00～

東京コンファレンスセンター・品川
大ホールA (ハイブリッド開催)

肝炎総合対策について

厚生労働省

健康・生活衛生局 がん・疾病対策課

肝炎対策推進室 / B型肝炎訴訟対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

①

概要

②

肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

③

肝炎治療特別促進事業

④

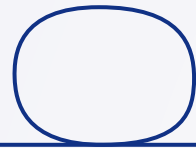
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

⑤

地域における肝疾患診療連携体制の強化

⑥

教育・啓発・人権の尊重



概要



肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

目的（第1条）

- ・ 肝炎対策に関する**基本理念**を定める（第2条）
- ・ 国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の**責務**を明らかにする（第3条～第7条）
- ・ 肝炎対策の推進に関する**指針の策定**を定める（第9条～第10条）
- ・ 肝炎対策の**基本となる事項**を定める（第11条～第18条）

基本的施策（第11条～第18条）

予防・早期発見の推進

（第11条～第12条）

- ・ 肝炎の予防の推進
- ・ 肝炎検査の質の向上 等

研究の推進（第18条）

肝炎医療の均てん化の促進（第13条～第17条）

- ・ 医師その他の医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備
- ・ 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・ 肝炎医療を受ける機会の確保
- ・ 肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
（第2条第4号）

肝炎対策基本指針策定（第9条～第10条）

肝炎対策推進協議会

- ・ 肝炎患者等を代表する者
- ・ 肝炎医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

関係行政機関

設置
⇔
意見

資料提出等、要請
⇔
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正
令和4年3月7日改正

- 公表
 - **少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更**
- 9つの項目に関して取り組む内容を規定
- ・ 基本的な方向 ・ 肝炎予防 ・ 肝炎検査 ・ 肝炎医療体制
 - ・ 人材育成 ・ 調査研究 ・ 医薬品研究 ・ 啓発人権
 - ・ その他重要事項

令和7年度 肝炎対策予算案の概要

令和7年度予算案 162億円（令和6年度予算額 168億円）

基本的な考え方

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、診療体制、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進する。

1. 肝疾患治療の促進

80億円（84億円）

- ウイルス性肝炎に係る医療の推進
 - ・ B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減し、適切な医療の確保と受療の促進を図る。
- 肝がん・重度肝硬変に係る治療研究の促進及び患者への支援
 - ・ 肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、治療研究を促進するための支援を実施する。

2. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

39億円（39億円）

- ・ 利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制を確保し、相談や職域の健康診断における啓発の実施などにより、肝炎ウイルス検査の受検を促進する。また、市町村での健康増進事業において、肝炎ウイルス検査の個別勧奨を実施する。
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査や定期検査費用に対する助成を行うことにより、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。

3. 地域における肝疾患診療連携体制の強化

5億円（5億円）

- 地域における肝疾患診療連携体制の強化
 - ・ 都道府県等への助成により、都道府県と肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、医療従事者や肝炎医療コーディネーター等の人材育成、肝炎患者等への治療や生活の相談支援等を行い、肝疾患診療連携体制の強化を図る。
- 肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化
 - ・ 国立国際医療センター肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院への支援機能を強化して、地域の肝疾患医療や患者等の支援の向上を図るとともに、均てん化に資するよう連携体制の構築を行う。
 - ・ 肝疾患診療連携拠点病院の相談員等が、肝炎患者からの相談に対する補助ツールとして活用することができる相談支援システムの運用等を行う。

4. 国民に対する正しい知識の普及

2億円（2億円）

- 肝炎総合対策推進国民運動（知って、肝炎プロジェクト）による普及啓発の推進
 - ・ 都道府県等や民間企業と連携した多種多様な媒体を活用した効果的な情報発信を通じ、肝炎に関する正しい知識や肝炎ウイルス検査の必要性などをわかりやすく伝える啓発事業を展開する。

5. 研究の推進

36億円（38億円）

- ・ B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発、C型肝炎の薬剤耐性等に関する研究等の実用化研究と、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための政策研究を推進する。

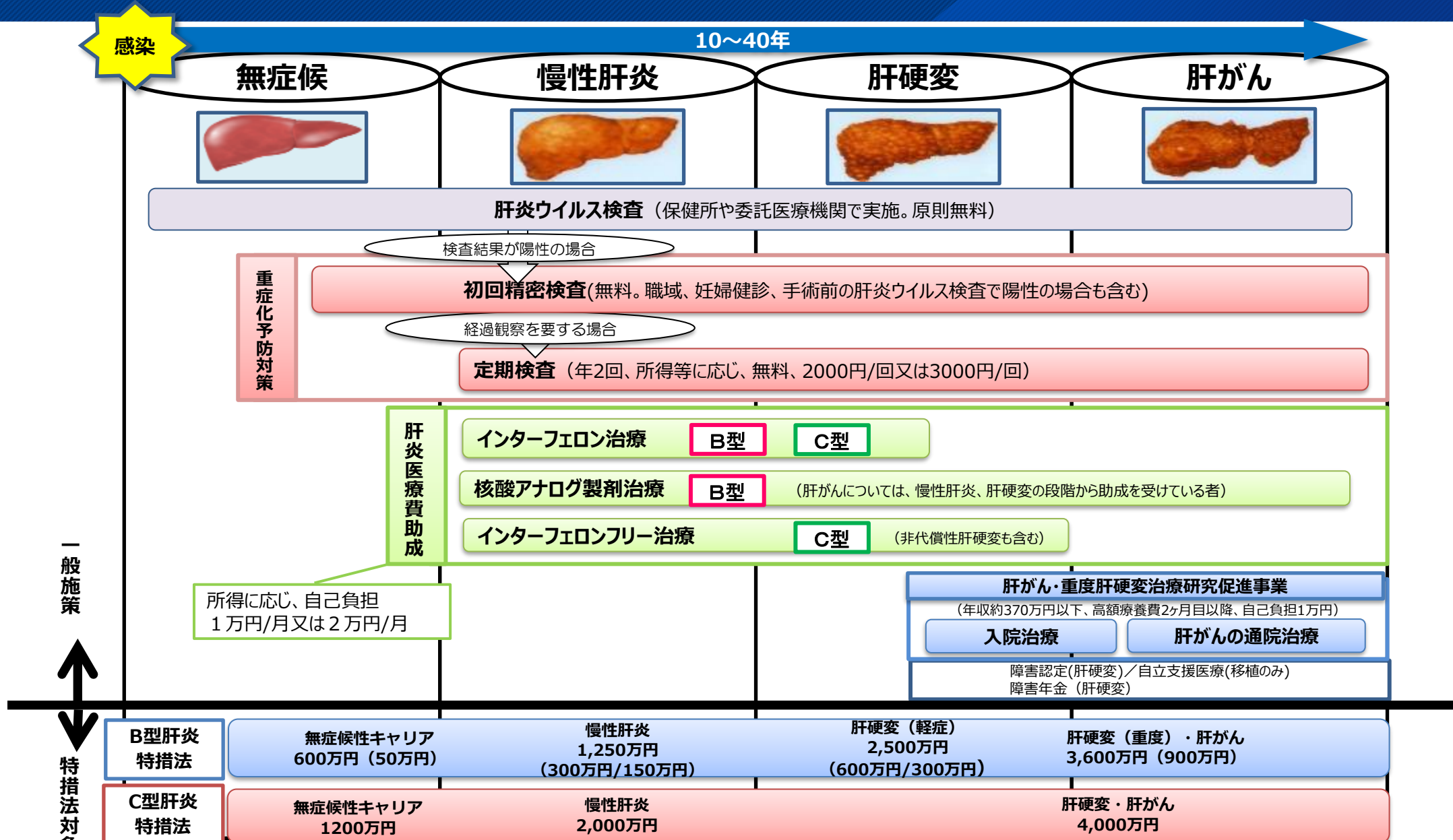
（参考）B型肝炎訴訟の給付金などの支給

1,181億円（1,179億円）



肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

肝炎の進行と対策のイメージ



※上記の括弧内の金額は、除斥期間を経過した者の場合

肝炎患者等の重症化予防推進事業の流れ

事業概要

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

自治体を実施する肝炎ウイルス検査		その他（職域検査、妊婦健診、手術前検査）
特定感染症検査等事業	健康増進事業	

陽性者

フォローアップの同意取得

フォローアップ事業の対象者

<フォローアップ方法>

対象者に対し、同意を得た上で、調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨



初回精密検査の費用助成

定期検査の費用助成



治療対象

**肝炎治療特別促進事業
（医療費助成）**



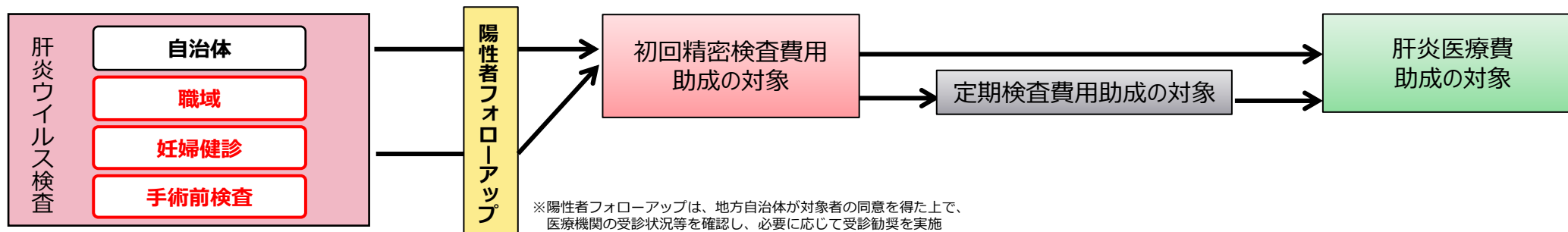
初回精密検査・定期検査費用助成の拡充

初回精密検査費用助成の変遷

【初回精密検査費用の助成対象の拡充】

事業開始時、初回精密検査費用の助成は、自治体検査で陽性となった者が対象

令和元年度より、**職域での検査で陽性となった者**、令和2年度より、**妊婦健診・手術前検査の肝炎ウイルス検査で陽性となった者**を初回精密検査の助成対象とすることで、これまでカバーしきれていない層にアプローチするとともに、陽性者フォローアップを行い重症化予防を推進。



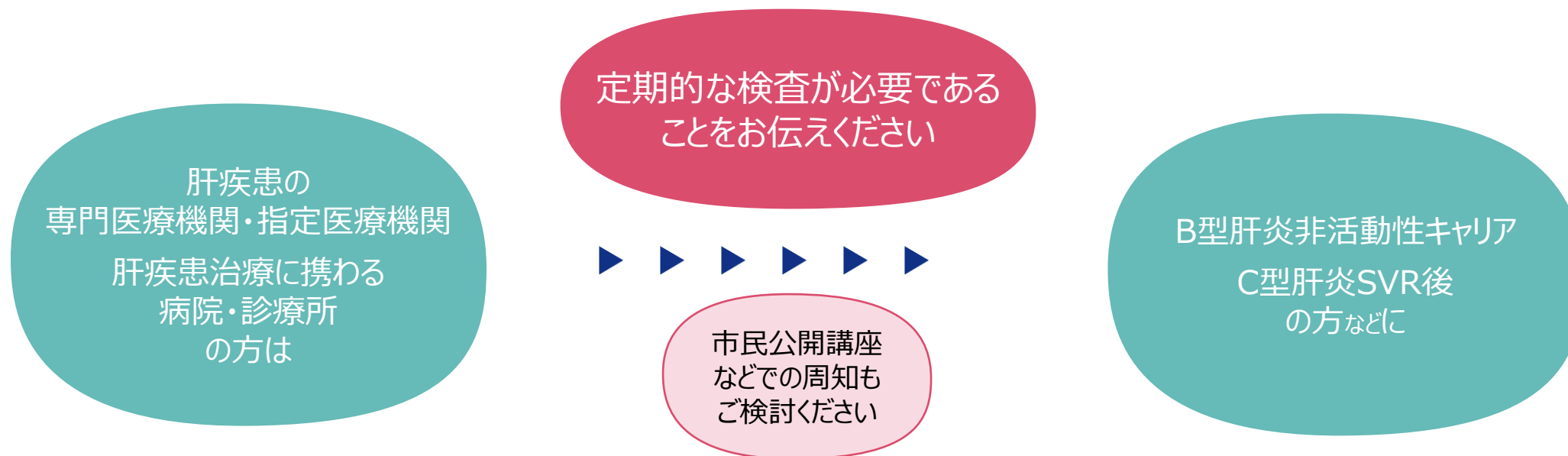
定期検査費用助成の変遷		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
助成回数		年1回	年2回	年2回	年2回
対象となる所得階層及び自己負担限度月額	住民税非課税世帯	無料	無料	無料	無料
	世帯の市町村民税課税年額235,000円未満	-	-	自己負担額が 慢性肝炎：3千円 肝硬変・肝がん：6千円 となるよう助成	自己負担額が 慢性肝炎：2千円 肝硬変・肝がん：3千円 となるよう助成

医師の診断書

・定期検査費用の初回申請時及び病態進展時に必要

- ・平成30年度から医師の診断書に代わる資料により医師の診断書の提出が省略可能（病態進展時を除く）
 - ・1年以内に肝炎治療特別推進事業で医師の診断書を提出
 - ・医師の診断書以外のもので、都道府県が定める方法で病態が確認できる場合

定期検査の大切さ



【B型肝炎治療ガイドライン（第4版）日本肝臓学会】

- ・ HBe抗原セロコンバージョンが起こると多くの場合肝炎は鎮静化し、HBV DNA量は2,000 IU/mL以下の低値となる（非活動性キャリア）。
- ・ 10～20%の症例では、HBe抗原セロコンバージョン後、HBe抗原陰性の状態でHBVが再増殖し、肝炎が再燃する（HBe抗原陰性慢性肝炎）。
- ・ 4～20%の症例では、HBe抗体消失ならびにHBe抗原の再出現（リバースセロコンバージョン）を認める。

【C型肝炎治療ガイドライン（第8.3版）日本肝臓学会】

- ・ 抗ウイルス治療によってHCVが排除された後でも、長期予後改善のため肝発癌に対するフォローアップを行う必要がある。
ことに高齢かつ線維化が進行した高発癌リスク群では肝発癌に対する厳重な注意が必要である。
- ・ 抗ウイルス療法によりSVRが得られると肝発癌は抑制されるが、SVR後も肝発癌リスクは完全には消失せず、SVR後の5年・10年の発癌率は、それぞれ2.3～8.8%、3.1～11.1%と報告されている。

B型肝炎非活動性キャリア及びC型肝炎SVR後の方へも
定期的な検査が必要であることをお伝えいただきますようお願いいたします。

手術時における肝炎ウイルス検査について

「国及び地方公共団体は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、その規模を問わず、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組む。」

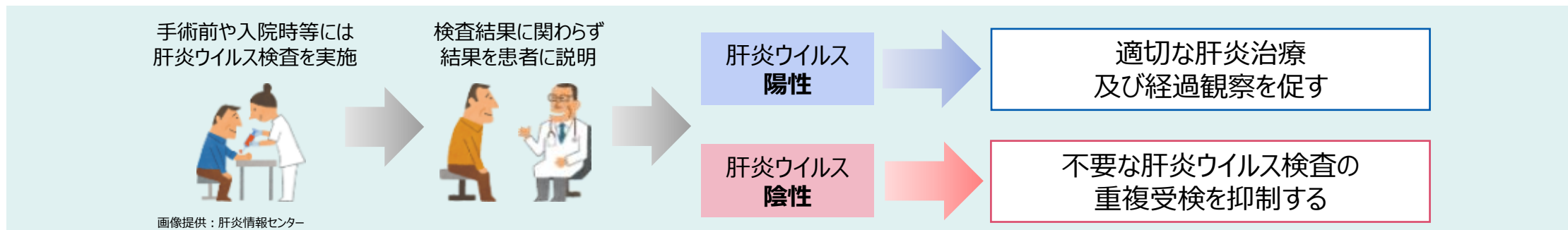
（『肝炎対策の推進に関する基本的な指針』第3（2）カ）

「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明について（通知）平成26年4月23日健疾発0423第1号」

肝炎ウイルス検査体制の整備、受検勧奨および普及啓発を効果的に推進するため、肝炎ウイルス検査の検査目的や検査結果に関わらず、受検者自身が検査結果を正しく認識できるように医療提供者が適切な説明を行うことについて改めて御理解いただき、貴団体の会員への周知方お願いいたします。

平成30年度、令和4年度の診療報酬改定

- 平成30年度：手術前医学管理料の算定留意事項として、本管理料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合も含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供する旨が規定。
- 令和4年度：短期滞在手術等基本料についても、同様の取扱いが規定。



関係団体に対して、手術前検査結果説明及び受検・受診勧奨について通知（令和5年3月）

「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼（通知）令和5年3月9日健が発0309第1号」

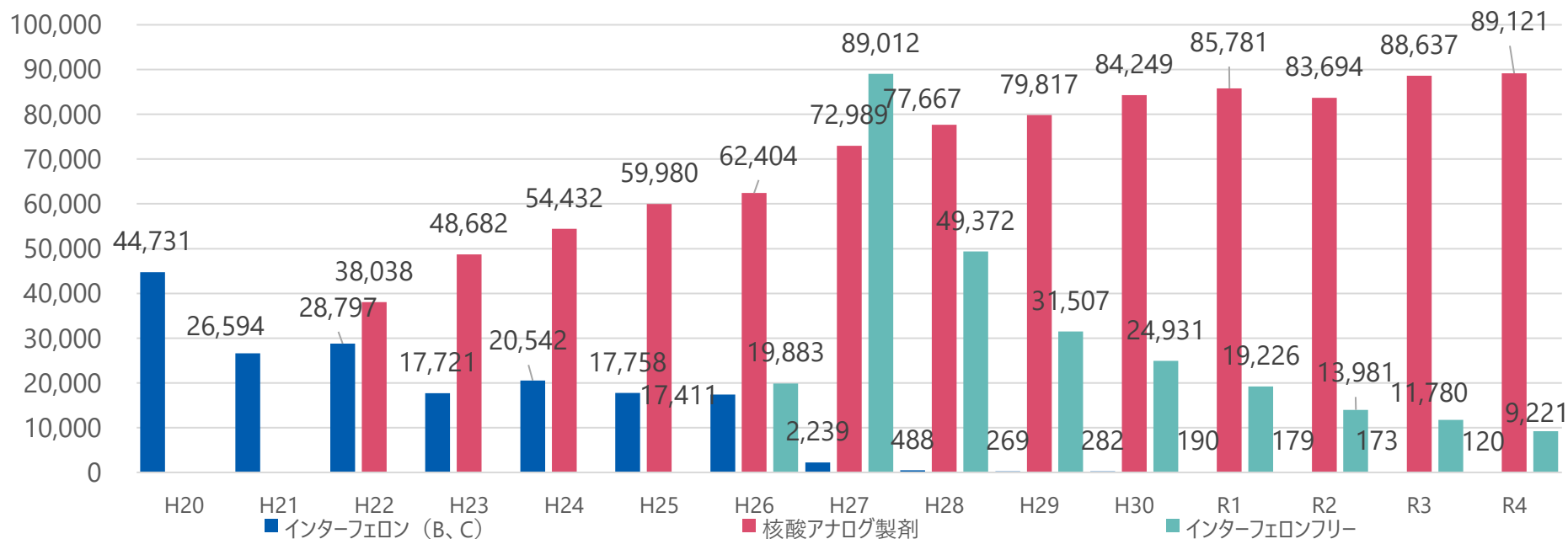


肝炎治療特別促進事業

肝炎治療特別促進事業（医療費助成）

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	<p>B型慢性活動性肝炎に対するインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤</p> <p>B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療</p> <p>C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロン治療</p> <p>・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン+リビリン併用</p> <p>C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロンフリー治療</p> <p>※当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等については助成の対象とするが、当該治療と無関係な治療は助成の対象としない</p>
自己負担限度月額	原則1万円（ただし、上位所得階層については2万円）
財源負担	国：1/2 都道府県：1/2

受給者証交付件数（各年度末）



肝炎治療特別促進事業（医療費助成）

事務連絡
令和6年12月16日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課肝炎対策推進室

肝炎治療特別促進事業の対象医療について（再周知）

肝炎対策の推進につきまして、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国内最大級の感染症であるB型及びC型ウイルス性肝炎の早期治療の促進のため、「感染症対策特別促進事業について」（平成20年3月31日健発0331001号厚生労働省健康局長通知）の別添5「肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づき、抗ウイルス治療に係る医療費の助成を行っています。

本事業の対象医療は、B型及びC型ウイルス性肝炎に対して行われる抗ウイルス治療で保険適用となっているものですが、当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等についても助成の対象とされています。

肝炎患者が適切な肝炎医療を受けられるよう、本内容を御了知の上、貴管内の医療機関宛てに周知していただきますようお願いいたします。

なお、対象医療の適否については、抗ウイルス治療を行うために必要と判断される治療や検査等であるかを踏まえ、個別に判断していただくようお願いいたします。また、検査（血液検査、画像検査等）については、それが受給者証記載の有効期間内に実施されたものであって、抗ウイルス治療を行うために必要又は関連のある検査であること、抗ウイルス治療開始前に行われた検査については、当該検査の実施後に抗ウイルス治療が実施されていることにご留意いただきますようお願いいたします。

（参考）肝炎治療特別促進事業実施要綱（抄）

3 対象医療

この事業の対象となる医療は、C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているものとする。

当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等については助成の対象とするが、当該治療と無関係な治療は助成の対象としないものとする。

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方**を希望される場合は、**特別の料金**をお支払いいただきます。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、
差額40円の4分の1である10円を、通常の1~3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剤料以外の費用(診療・調剤の費用)はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品(ちょうきしゅうさいひん)と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはならないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。

A. 例えば、「使用感」や「味」など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直し（令和6年度～）の概要

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発抑制などを目指した診療ガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。（平成30年12月開始、令和3年4月見直し）

【助成対象】

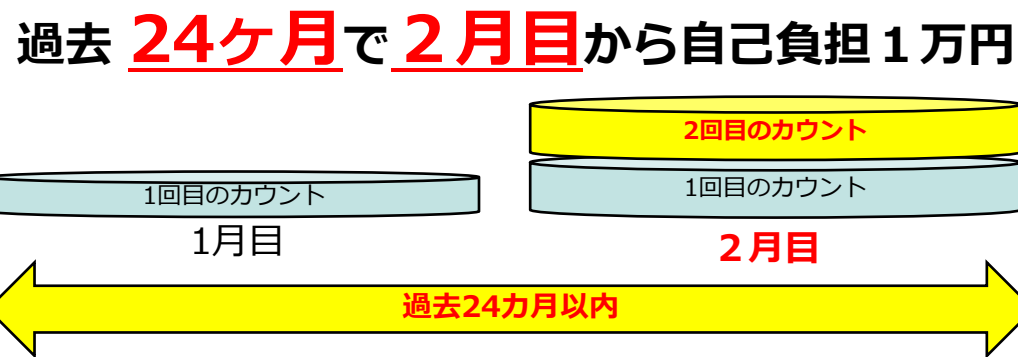
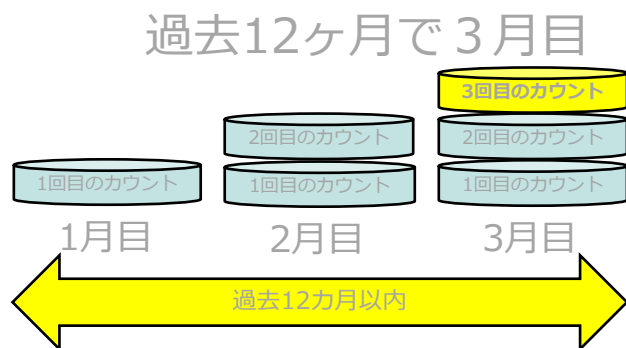
- ✓ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者
- ✓ 年収約370万円以下

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1
住民税非課税		35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
		外来	
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 ※3	57,600円 ※1
住民税非課税 II			24,600円
住民税非課税 I	75歳以上 1割又は2割	8,000円	15,000円

※1：多数回該当44,400円
（12月以内に4回目以上）
 ※2：多数回該当24,600円
 ※3：年上限14.4万円
 後期高齢者2割負担の方
 については令和7年9月
 未まで配慮措置あり

- ✓ 入院医療
外来医療
- ✓ 高額療養費の限度額を超えた月が



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の認定、助成実績

- 令和4年度と比較して、令和5年度の助成件数は増加
- 令和4年度、令和5年度の助成件数のうち、約半数以上は外来医療への助成

(件)

年月	H30	R元	R2	R3	R4	R5年度												
	年度	年度	年度	年度	年度	R5計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規認定	88	378	232	848	566	553	51	40	48	42	48	47	42	52	38	59	39	47
認定更新	0	48	107	145	503	537	25	53	46	66	57	57	36	49	36	42	31	39
助成件数	170	859	971	3,366	4,241	4,406	349	356	383	404	404	390	394	360	356	336	331	343
うち外来の助成件数				1,778	2,521	2,546	190	209	215	235	228	223	231	215	219	200	186	195

※新規認定件数：本事業の対象になる患者として新規に認定を受けた件数。認定患者には参加者証が交付される。有効期間は原則1年。

※助成件数：参加者証を交付された患者が、当該月に対象医療を受け、自己負担額が高額療養費限度額を超えて本事業による助成を受けた延べ件数。

※H30年度は、H30年12月（事業開始）からH31年3月までの実績。

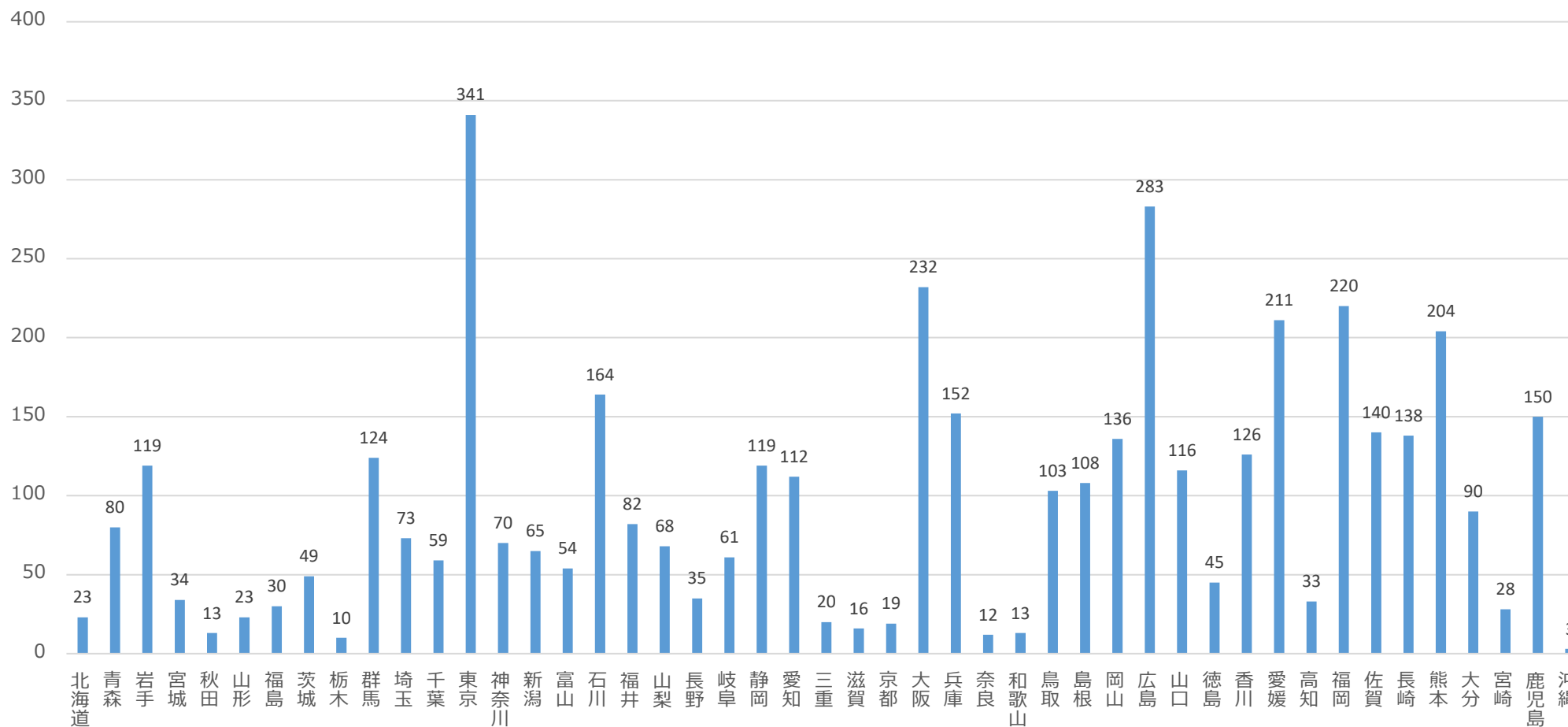
※実績値は変動する可能性がある。

- ・入院の助成実績については、支払機関から都道府県に報告される実績をもとにしており、支払機関での医療費の審査状況により追加報告が生じる。
- ・外来の助成実績については、患者から都道府県への償還請求の時期や都道府県での支払審査の状況により追加報告が生じる。

都道府県別の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数（令和5年度）

	令和5年度
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による延べ助成件数（件）	4,406

令和5年度肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数（R6.9.1現在）



※都道府県からの実績報告を基に、令和6年9月1日現在で集計。患者から都道府県への償還請求の時期等により実績値は変動する可能性がある。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る普及啓発・利用促進の強化（令和6年～）

目的・概要

肝疾患診療連携拠点病院等において、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する様々な取組を実施するとともに、その成果等を広く横展開することで、制度のさらなる普及啓発・利用促進を図り、医療機関・患者のフォローを強化する。

実施方法

肝炎情報センター戦略的強化事業の中に、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の普及啓発、利用促進に係る事業を追加する。

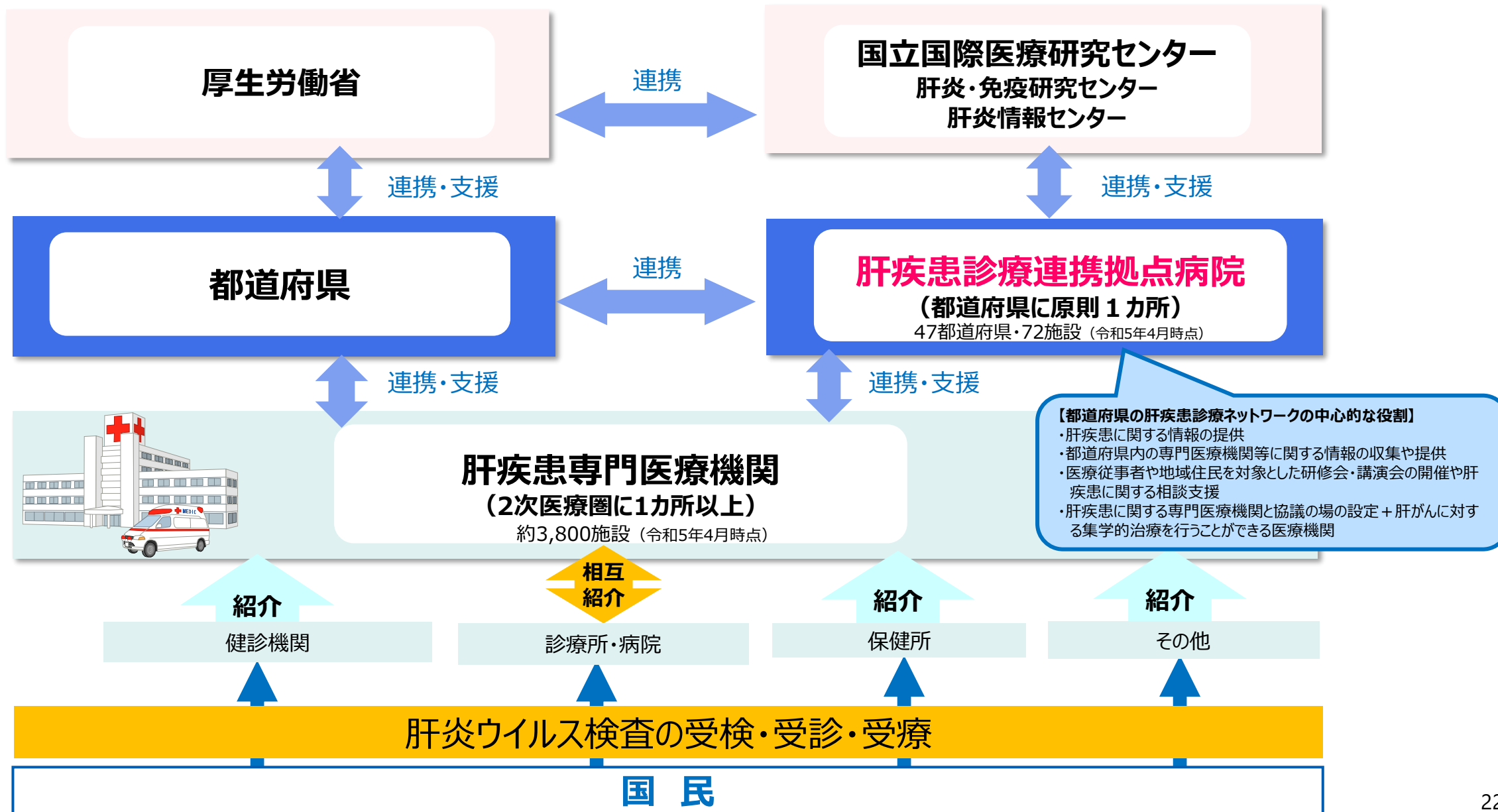
取組（例）

- ・普及啓発資材の作成
院内連携や患者支援に関する動画、マニュアル等の作成。
薬局側の目線からみたマニュアルやQ & A等の作成。
- ・研修会等の実施
院内の連携強化に係る研修会等の実施。
肝疾患診療連携拠点病院以外の指定医療機関スタッフや薬局スタッフを対象とした研修会等の実施。
- ・院内連携体制の強化
院内の関係部署と連携を図り、対象患者を漏れなく抽出し、申請までのフォローを行うとともに、必要に応じて、都道府県や薬局とも連携し、患者をフォローするための体制を強化。



地域における肝疾患診療連携体制の強化

肝疾患診療連携拠点病院の位置づけ



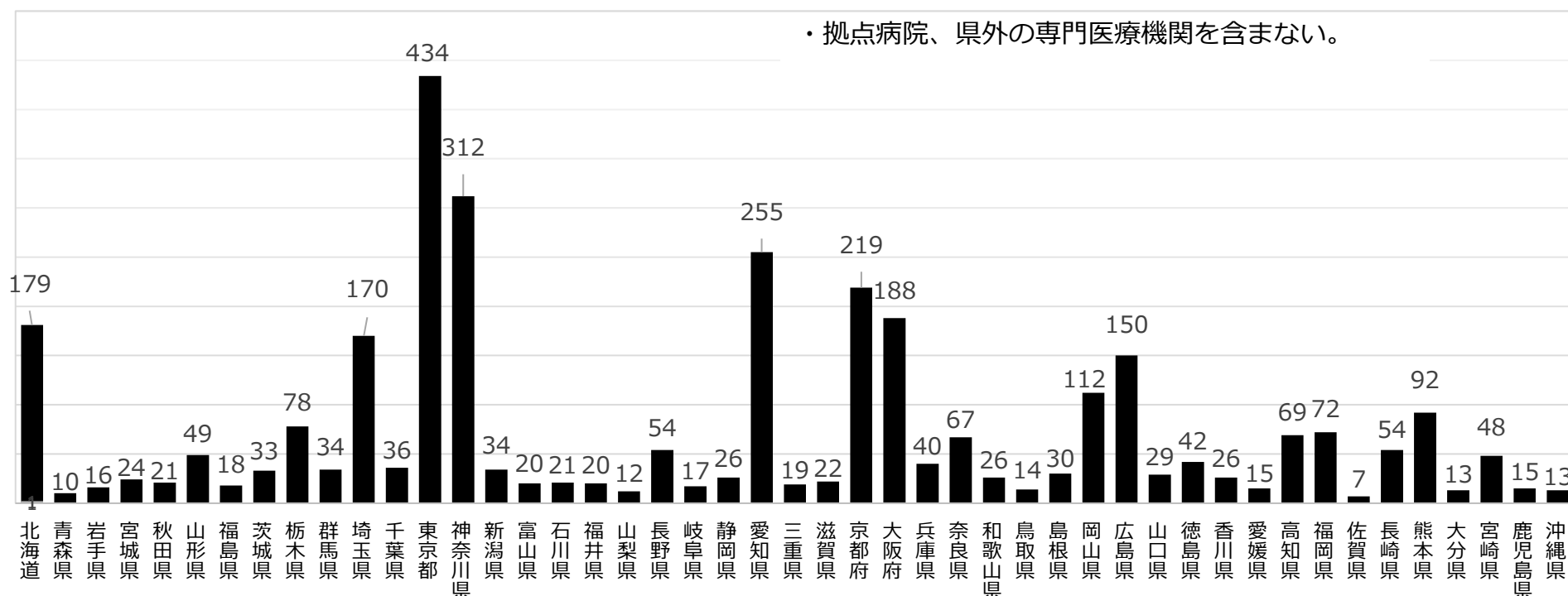
肝疾患診療連携拠点病院と専門医療機関の選定状況（令和4年度）

1. 肝疾患診療連携拠点病院の選定状況：全国72か所（令和4年度）

- 72か所すべての拠点病院で、肝疾患相談・支援センターを設置
- 複数の拠点病院がある都道府県は、以下のとおり。（括弧内は箇所数）

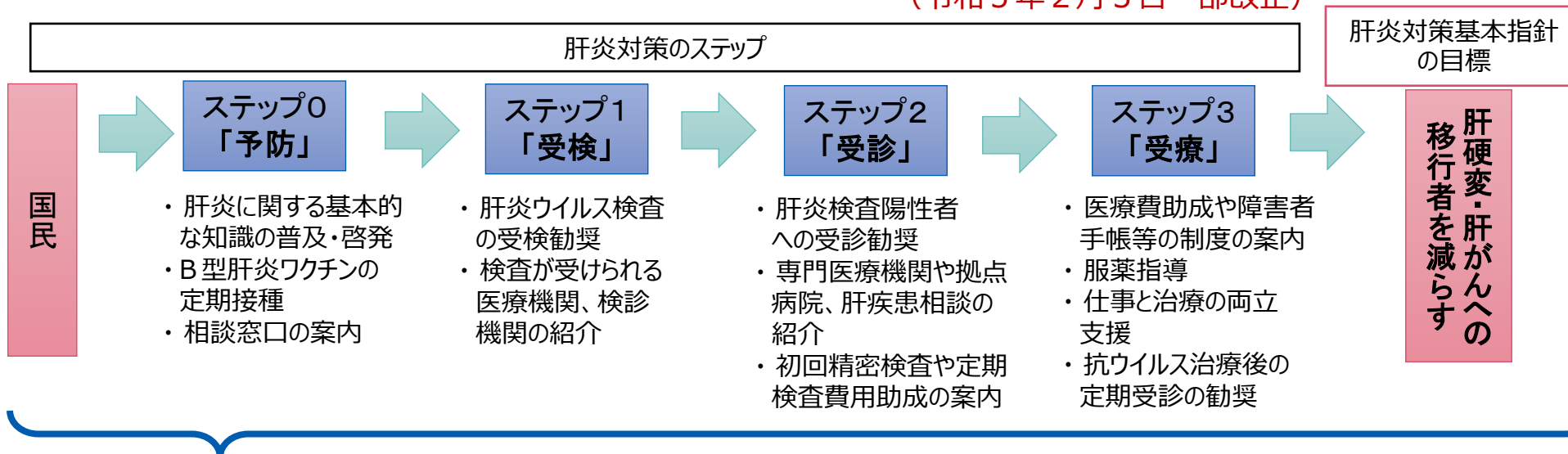
北海道	（3）	秋田県	（2）	茨城県	（2）	栃木県	（2）	東京都	（2）
神奈川県	（5）	富山県	（2）	静岡県	（2）	愛知県	（4）	滋賀県	（2）
京都府	（2）	大阪府	（5）	兵庫県	（2）	和歌山県	（2）	広島県	（2）
								香川県	（2）

2. 専門医療機関の選定状況：全国3,255か所（令和4年度）※令和3年度は3,226か所



肝炎医療コーディネーターについて

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」 健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知
(令和5年2月3日一部改正)



肝炎医療コーディネーター

1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整（コーディネート）する



身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、その配置場所や職種などに応じて、必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、肝炎患者等に係る支援制度の説明などを行う。

他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解や正しい知識を社会に広げる基盤が構築されることにより肝炎患者等への偏見や差別の解消に繋がることも期待される。

肝炎対策に係る意見交換会（令和3年度～）

肝炎対策基本指針（令和4年3月7日改正）

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項（3） 地域の実情に応じた肝炎対策の推進 抜粋

国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。

肝炎対策に係る課題の把握や肝がん事業の助成実績の向上に向けた対応を検討するため、関係者との意見交換会を実施

開催日時	
令和3年 12月21日	石川県 開催
令和4年 6月28日	埼玉県 開催
9月20日	佐賀県 開催
令和5年 5月 9日	愛媛県 開催
6月30日	鳥取県 開催
10月13日	大阪府 開催
10月27日	神奈川県 開催
令和6年 5月24日	徳島県 開催
9月 6日	千葉県 開催
10月21日	愛知県 開催

議題の例

- ・ 肝炎ウイルス検査と重症化予防事業（初回精密検査、定期検査）について
- ・ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について
- ・ 肝炎医療コーディネーターについて
- ・ 患者会との連携について
- ・ 非肝臓専門医との連携について



教育・啓発・人権の尊重

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ウイルス性肝炎患者への偏見・差別への取組

ホームページやSNSにおける発信

ウイルス肝炎について、あなたはどのくらい知っていますか？

ウイルス肝炎に関して、あなたはどんな印象を思い浮かべるでしょうか？

ご自身が患者さんの方、ご家族や友人など身近に患者さんがいる方、そうでない方では、印象が異なるのではないのでしょうか。

実は、ウイルス肝炎に関して「間違った知識」や「誤解」などがあり、そのことで困っている方がおられます。

私たちは、このような状況に置かれて不安を抱えた方が、少しでも安心して生活できる社会を目指して、このホームページを立ち上げました。

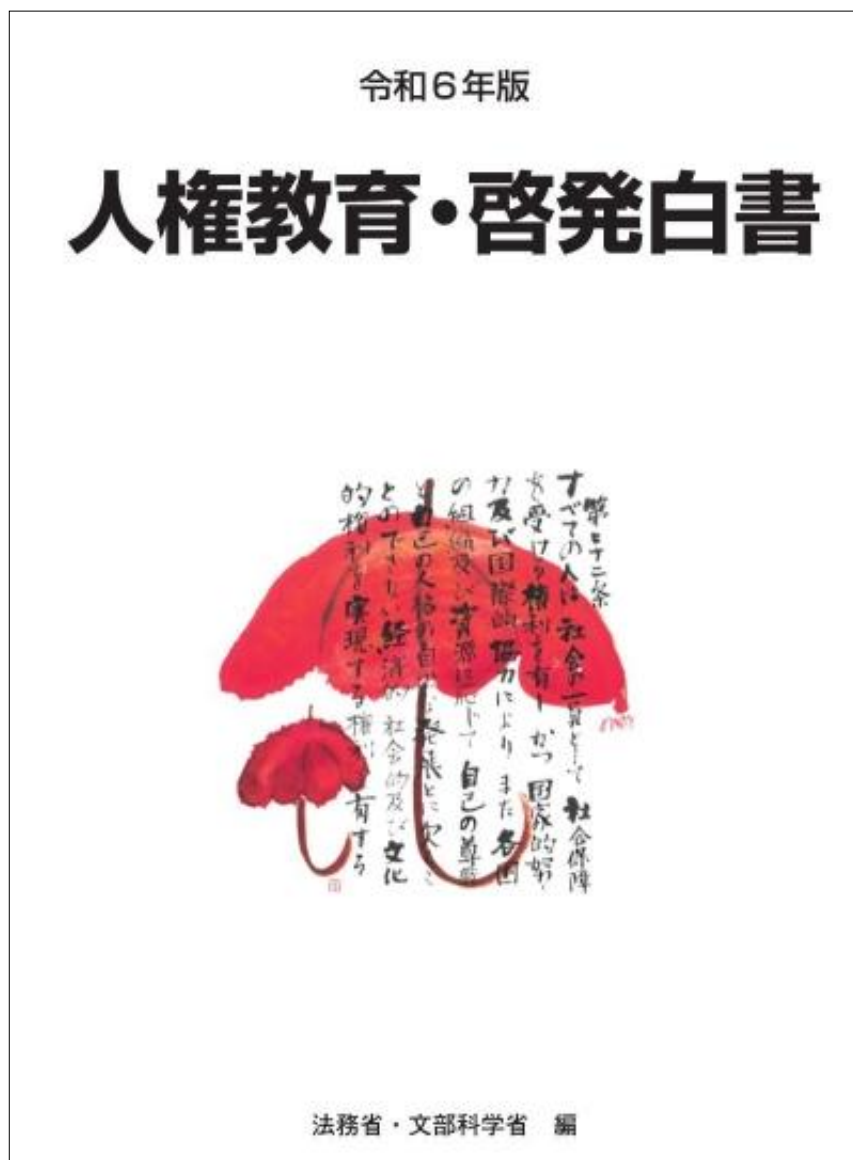
公開シンポジウムの開催



<https://kanen-soudan.com/>

「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究」(H29-R1年度)
「ソーシャルメディア等を活用した肝炎ウイルス感染者の偏見・差別の解消を目指した研究」(R2-4年度)
「様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究」(R5-7年度)
研究代表者： 八橋 弘先生

令和6年版人権教育・啓発白書（法務省・文部科学省 編）



(2) 肝炎ウイルス感染者への偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気で、患者の多くはB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに起因するものである。

B型、C型肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染する。肝炎ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷・粘膜に直接接触れるのを防ぐことが重要であり、このほか、普段の生活の中では、B型肝炎やC型肝炎に感染することはない。しかし、これらのことが十分に理解されていない結果として、**偏見や差別に苦しんでいる肝炎ウイルスの感染者や患者も少なくない。**

感染者や患者に対する偏見や差別を解消するためには、幅広い世代を対象に、肝炎についての正しい知識を普及し、また、**肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学ぶことが重要**である。

ア 厚生労働省では、7月28日を「日本肝炎デー」と定め、この日を中心に国や地方公共団体等で様々な普及啓発活動を行っており、国の「知って、肝炎プロジェクト」では、令和5年7月4日に普及啓発イベント「知って、肝炎プロジェクト健康デー 2023」を開催した。同プロジェクトにおいては、著名人による都道府県知事への訪問等による普及啓発活動や、患者の経験を踏まえた肝炎への正しい理解を促す広報を行っている。

このほか、調査研究事業において、肝炎患者等からの相談事例の分析を行うとともに、肝炎患者等の置かれた状況について考えるシンポジウムの開催や、感染症患者に対する偏見差別・人権をテーマとした模擬授業を行い、調査研究の成果普及に努めている。

また、青少年が肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防するとともに、集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大の経緯・歴史等を学び、肝炎ウイルス感染者・患者の方々に対する偏見・差別をなくすことを目的として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の協力を得て、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成し、令和2年度から全国の中学3年生の教員向けに配布を行っている。あわせて、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が本副読本を用いて実施している「患者講義（集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者等を講師として派遣し被害者の声を伝える活動）」について、全国の中学校に周知している。

イ 文部科学省では、感染者や患者に対する偏見や差別をなくすこと等を目的として厚生労働省が作成・配布する副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用について、各都道府県教育委員会等へ周知等を行った。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

（抜粋：『令和6年版人権教育・啓発白書』）

B型肝炎の副読本

令和2年度に
全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の
皆さまのご協力のもと作成



集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。



私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に対する偏見や差別をなくしましょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。



参考

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」報告書(抜粋)
今回のような社会の制度を介した、国民の生命・健康に関わる事態の再発防止に向けた対策として、国民も積極的な姿勢を持つことが不可欠な基盤である。

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」提言(抜粋)
国民にあっても、厚生労働行政は国民一人一人の生命と健康に関わるものであり、昨今、国民の意識は高まってきたが、今後は、国や自治体の施策に一切をゆだねるという受け身の姿勢ではなく、国、自治体、医療従事者の対応を把握し、理解・協力・指摘を行う積極的な意識と姿勢を持つことが望まれる。

B型肝炎についてもっと深く知りたい

肝炎情報センター(青少年のための初めて学ぶ肝炎)
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/program/manabustart.html>



厚生労働省(B型肝炎訴訟について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/



知って肝炎プロジェクト
<http://www.kanen.org/>



全国B型肝炎訴訟弁護団
<http://bkan.jp/>



～感想をお聞かせください～

副読本「いのちの教育」申請フォーム

副読本「いのちの教育」の冊子をご希望の場合、こちらからお申し込み可能です。
※お申し込みからおおよそ1か月以内を目途に厚生労働省から無償で送付いたします。
https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_shinsei



副読本「いのちの教育」について、
ご意見・ご感想をお送りください。

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_kansou



年 組

B型肝炎患者による患者講義

B型肝炎患者による 患者講義実施について

**B型肝炎被害の教訓を語り伝え
未来を担う生徒と一緒に人権を考える講義**

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団作成資料より引用

患者講義で学べること

生命の尊さを学ぶ

人間の尊重の意味を学ぶ

生徒の心に響く
講義です！

私達は、患者講義を全国各地で実施してきました(人権教育・特別講義・社会科など)。B型肝炎被害を学ぶことは、よりよい社会を実現し、将来の人権侵害を防止するために役立つものであって、有意義な教材となります。
また、B型肝炎ウイルス感染者の状況や偏見差別を恐れる気持ちを理解することも、あらゆる偏見差別の根絶のために役立つものであって、有意義な教材となるものです。
そして、これらの点は、患者や遺族の声を直接聞くことで、より深く理解することができるものです。患者講義を実施してみませんか。

「患者講義」とは

「B型肝炎の患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎被害の実態や患者が抱える苦しみについて知ることで、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返させないようにする取り組み」のことです。B型肝炎の正しい知識を知ってもらうとともに、患者・遺族の生の声をお伝えしています。

講義を受けた感想



.....
 ・お話の中で、大切な人にB型肝炎患者であることを伝える時、たくさんの思いがあったとありました。私の身近にはB型肝炎患者の方はいませんが、障害を抱える人はいます。彼らも今回お話していただいているような思いを持っているのかと思うと、自分の行動はどうだったか不安になります。今後生きて行く上で、よく考えていきたいです。(中学生)
 ・自分の周りにB型肝炎の人がいたら、他の人と同じように接したい。その人に酷いことを言う人がいたら、今日教わったことを話したい。(中学生)
 ・話がとても心に残った。この話をもっといろんな人に知ってほしいと思った。(中学生)
 ・その苦しみ、悲しみ、つらさを分かってあげたいです。B型肝炎になってもその人をすごく幸せにしたいし、助けたいです。(小学生)
 ・B型肝炎にかかって苦しかったと思います。もし誰かがB型肝炎にかかったら、日本中、世界中でも私は助けたいです。(小学生)

B型肝炎訴訟での私たちの取り組み

私たちは、40年という長期間にわたる集団予防接種時の注射器の連続使用によって、40万人を超える被害者がB型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎や肝硬変・肝がん等の症状や死に至ったことにつき国の責任を明らかにし、その被害回復や肝炎患者に対する恒久対策の進展等に向けて努力を続けてきました。



この問題については、2011年に私たちと国との間で締結された基本合意及び2012年成立の法律により、一定の解決の道筋ができました。

私たちは、受けた被害の教訓と被害回復に向けた取り組みを教育にも生かすため、全国各地の中学、高校を含む様々な教育機関で、患者、遺族の声を届ける活動を行っています。



患者講義の実績

「患者講義」は、2014年から開始し、2021年末現在、様々な大学・高校・中学校等で、500回以上の講義を実施しました。これまで講義を受講した学生・生徒は、約50,000人です。これからの未来を担う生徒や学生に「患者講義」は大きな学びを与えています！！

【実施例】

患者講義は、社会科(公民的分野)、保健体育科、総合的な学習の時間等において実施されています。いずれも患者や遺族の体験を直接聞くことで、人権尊重の精神の涵養等の学習効果が高まります。

- 患者・遺族の語り 20分
- 救済の道のりや社会制度の説明 20分
- 質疑 10分

集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的人権や法の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながる事が期待されます。

- 患者・遺族の語り 20分
- 適切な感染対策の重要性の説明 20分
- 質疑 10分

感染症の予防についてB型肝炎ウイルスを例に学ぶことが期待されます。

- 患者の状況や感染被害の背景の説明 20分
- 患者・遺族の語り 20分
- 質疑 10分

偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じような被害を繰り返さないためにはどうしたらよいかを考えることが期待されます。

・実施場所: 貴校内、または貴校の指定した会場
 ・実施時間・授業内容: 貴校のご要望に対応可
 ・対象人数: 不問 ※学年、クラス数は問いません。1クラスから全校生まで対応可能です。



お問い合わせ先
B型肝炎訴訟対策室

TEL: 03-5253-1111 (内線2101)
 FAX: 03-3595-2169
 E-mail: bkan-inochi@mhlw.go.jp



右記申し込み方法のほか、QRコードからも申し込み可能です。

お申し込み方法

別添の「申込書」に必要事項を明記の上、左記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。派遣の日程調整等をさせていただきます。
 ※派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の取組みの紹介

B型肝炎被害者の語り

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団は、「**患者講義**」という取組みを行っています。
「患者講義」とは、『集団予防接種における注射器等の使いまわしによりB型肝炎ウイルスに感染した患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎や過去の過ちについて知ってもらい、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返させないようにする取組み』です。同じ苦しみをする人がいないように、という願いを込めています。
医療従事者の皆さまにも患者・家族の生の声をお伝えできればと考えております。
被害を受けた人の状況や気持ちを知ることで、**医療安全の重要性をより深く実感**できると信じております。安全な医療のために、同じ過ちを繰り返さないために、共に歩んでいきたいと願っております。

- ◎ **患者講義**（当事者の体験を直接お伝えする講義）を実施するにあたり、講師として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の原告（被害を受けた患者や家族）が**医療機関へ赴いてお話**することができます。実施場所、実施時間・講義内容は要望に応じます。
- ◎ B型肝炎教育普及のための**DVD**もご提供いたします。DVD教材は各チャプター毎に視聴することができますので短時間でもご視聴いただけます。

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の取組みの紹介

- 宮崎県では、一般社団法人日本肝臓学会主催、宮崎大学医学部附属病院肝疾患センター共催の令和6年度日本肝臓学会主催市民公開講座において、肝炎患者の体験談として、DVD教材（動画）が利用されました。
- アンケートでは85.7%の方が体験談に深い関心を持ったと回答しております。

○ 患者講義のお問合せ

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団 事務局
〒102-0083 東京都千代田区麴町1-3-7
日月館麴町ビル3階

TEL:03-5357-1881 FAX:03-5357-1833

E-mail: ok@bkan.jp

* 講義を準備するために、講義実施日より3ヶ月前には御依頼ください



○ DVD教材のお問合せ

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団 西田敦
〒590-0072 大阪府堺市堺区中向陽町2丁3番13号
西田司法ビル3階

TEL:072-225-5111 FAX:072-225-5112

E-mail: info@nishida-atsushi-law.jp

下記URL、QRコードから参考動画をご覧ください。

https://youtu.be/_3XF4qTWMZk





今後とも日本の肝炎対策に
何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます

